

春日市教育委員会との連携事業 元兼研究室との連携 とその手法：「覚書」の締結に当たって

<https://doi.org/10.15017/3459>

出版情報：教育経営学研究紀要. 8, pp.49-52, 2005-03-31. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)
教育経営学研究室/教育法制論研究室
バージョン：
権利関係：



【活動紹介】

元兼研究室との連携とその手法

— 「覚書」の締結に当たって —

【連携にいたる経過と今後の方向】

- 教育行政と学校現場の現状をより具体的につかむことにより実践的研究の深まりを図ろうとする元兼研究室と、現状に対する研究者からの専門的分析と助言を期待する春日市教委との間で、情報交換、連携の有用性が確認され、覚書の締結による継続的協力関係を築くこととなった。
- 特定の共通課題の存在を前提とした連携ではなく、教育行政への積極的提言を続ける元兼研究室と学校の自律化に向け取組を進める春日市教委の情報共有の中で生まれた連携であるため、段階を踏みながら協力関係を深め、必要に応じ、教育研究所等を活用した共同研究への取組も検討していくこととする。

【教育行政に係わる研究者のスタンスと市教委のスタンス】

《研究者》

- ・ 経済情勢や社会的動向、国の政策等が教育現場にいかなる影響を与えているか。
- ・ 教育現場の現状が、今後の社会にいかなる影響を与えると考えられるか。
- ・ 個々の学校で現れる事案から、どのような共通の課題と傾向が見えてくるのか。

等々、取り巻く環境や時間軸との関係の中で学校の現状と課題を客観的に分析。個々の具体的事象について実践的に把握する機会は乏しい。

《市教委》

- ・ 学校現場で発生する個々の問題をいかに解決するか。
- ・ 学校の特色化に向けた効果的な取組にはいかなるものがあるのか。
- ・ 学校経営の自律化、効率化等に向け、いかなる方策が考えられるか。
- ・ 市の政策として先行的に取り組んでいる事業は、専門家から見たらいかなる評価になるのか。

等々、学校現場の個々の問題に対する対応策を中心に、国県が示す枠組みの中で検討する傾向。全体の中で問題を整理していく俯瞰的視点と、各種調査を通して明らかになった傾向を科学的に分析してその方向性を見出していく点等に不十分性をもつ。

【双方の期待】

《研究者から》

- ・ 文部科学省、県教委と市教委との関係と地方分権化の実態。
- ・ 市教委の政策形成、施策選択の手法。
- ・ 市教委と学校の権限と責任、支援関係の実際。
- ・ 学校経営、学校評価、地域との連携等の現状。
等々、教育行政の現場において具体的に展開されている取組や変化、課題等の実地における把握。

《市教委から》

- ・ 市教委の施策に対する専門家としてのアドバイス。
- ・ 学校経営の自律化等に対する提言。
- ・ 各種データの傾向分析、判断。
等々、種々の施策や問題等に対する研究者の立場からのアドバイス。

【連携手法と展開】

《平成16年度》

〔意見交換と交流〕

- ・ 覚書締結に当たっての問題意識の突合せ。
- ・ 双方の現状に関する情報交換。

〔各種会議等への参加〕

- ・ 元兼研究室スタッフによる、教育委員会、校長会、研究発表会、授業参観、市教委学校訪問、各種校内会議等への参加。

〔各種研修会等での講演〕

- ・ 元兼研究室スタッフによる、教職員、事務局職員等を対象とした各種研修会での講演、助言等。

《平成17年度以降》

16年度の取組に加え、共通の課題が生じた場合等、必要に応じ、春日市教育研究所政策研究として位置付け、共同研究を進めることも検討。

教育行政に係る連携に関する覚書

春日市教育委員会学校教育部（以下「甲」という。）と九州大学大学院元兼研究室（以下「乙」という。）は、教育活動の活性化及び実践的研究の推進を図るため、甲乙の連携に関する覚書を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、教育行政に関し甲乙が連携を深めることにより、相互が有する教育実践上又は研究上の資源を共有し、教育現場で発生する諸々の課題の解決や今後の教育活動の在り方等に関する研究の推進を図ることにより、学校教育の振興と改革に資することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的に則り、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1) 乙による春日市立学校（以下「学校」という。）の児童生徒・学校関係者との交流及び甲乙関係者相互の交流
- (2) 学校の教育課程等教育実践に関する甲乙共同による分析及び評価
- (3) 学校の現場で発生する課題についての対応策等の検討
- (4) 今後の教育行政の在り方についての共同研究

（費用負担）

第3条 前条に係る活動に関して費用が生じる場合は、甲乙それぞれが自らの費用を負担する。

（事故・災害）

第4条 第2条の活動中又は活動のための往来中に生じた事故若しくは災害については、自己の責任において処理するものとする。

（覚書の期間）

第5条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から覚書を締結した日を含む年度末までとする。ただし、本覚書の期限が満了する日の1月前までに、甲、乙いずれにおいても別段の意志表示をしない場合は、さらに1年間、期間を継続するものとし、以後同様とする。

2 甲又は乙は、本覚書に則った活動の遂行に支障が生じることが予見される場合は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ甲乙の協議を経て、有効期間を中断することができる。

（協議）

第6条 本覚書に定めていない事項について、定める必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

平成16年5月19日

甲：春日市教育委員会
教育長 河鍋好一



乙：九州大学大学院
助教 元兼正浩

春日市教育委員会との連携事業概要及び参加者

月日	事業概要	参加者
5月19日	教育行政に係る連携に関する覚書の締結 (於：九州大学)	春日市教育委員会（工藤一徳、中村伸久、高瀬光弘） 九州大学（元兼正浩、大竹晋吾、日高和美）
6月 3日	教育学部授業「教育学文献講読」 河鍋教育長ご講話（於：九州大学）	春日市教育委員会（河鍋教育長、工藤一徳、中村伸久、高瀬光弘） 九州大学（元兼正浩、日高和美、「教育学文献講読受講者」）
6月17日	春日市立春日小学校研究発表会見学 教育学部授業「教育学文献講読」	元兼正浩、日高和美、白シン 藤嶋茂行、恵藤淳矢、他、教育学文献講読受講者
6月22日	春日市事務職員研究協議会 (於：春日市奴国の丘資料館)	元兼正浩、日高和美
7月29日	春日市定例教育委員会	白シン、雪丸武彦、藤嶋茂行、恵藤淳矢
9月16日	教育委員会学校訪問（於：須玖小学校）	日高和美、雪丸武彦
9月21日	定例校長会（於：春日市役所）	元兼正浩
9月24日	適正就学指導委員会（於：春日市役所）	雪丸武彦
10月22日	学校評議員会（於：春日西中学校）	日高和美
11月 8日	大谷小学校研究発表会見学	元兼正浩、日高和美、白シン、雪丸武彦 商磊（研究生）
11月30日	公開授業見学（於：春日野中学校）	日高和美
12月16日	春日市学校事務研究協議会（於：春日市役所） 講演：「学校事務室経営案とその評価について」	元兼正浩
12月20日	教育委員会学校訪問（於：春日西中学校）	日高和美
12月24日	チャレンジ21 講演「今、なぜ学校評価が求められるのか」 (於：春日市ふれあい文化センター)	元兼正浩、日高和美、白シン
12月24日	学校評議員会見学（於：春日南中学校）	日高和美
2月15日	春日市教育研究発表会 学校評議員会見学（於：春日西中学校）	元兼正浩、雪丸武彦 日高和美
2月22日	学校評議員会見学（於：春日南中学校）	日高和美
3月 7日	河鍋教育長インタビュー（於：春日市役所）	日高和美
3月17日	地域運営学校、学校運営協議会委員就任依頼 (於：九州大学)	春日市教育委員会（河鍋教育長、中村伸久） 九州大学（元兼正浩）